

令和 7 年度若年層起業家精神育成事業業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度若年層起業家精神育成事業業務

2 目的

愛媛県では、県内外からチャレンジ精神にあふれ、意欲のある人材を積極的に呼び込み、地域経済の新たな担い手として創業を支援する愛媛グローバル・フロンティア・プログラムを推進している。

本プログラムの一環として、小中学生を対象に起業や新しいビジネスの創出に対する興味・関心を喚起する機会を提供することにより、起業家精神を醸成し、愛媛の未来を担う起業家の卵を継続的に生み出すことを目指す。

については、これらの事業に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

4 参加対象者

本業務は、県内に在住又は在学の小学 4 ～ 6 年生の児童、中学 1 ～ 3 年生の生徒及びその保護者を対象とする。

5 業務内容

本業務の受託者は、2 の目的を達成するため、次の業務を実施する。

(1) 起業家精神醸成のためのワークショップの実施

ア 身近なテーマによる起業体験や若手起業家との交流等を通じて、起業や新ビジネス創出に対する興味・関心を喚起するためのワークショップを実施すること。なお、ワークショップは半日（2 ～ 3 時間）程度で完結するものを想定しているが、より効果的な内容とするために終日又は複数日にわたって実施することは差し支えない。

イ ワークショップは、令和 7 年 7 月～12 月の間に計 5 回程度開催すること。なお、主に小中学校の長期休暇中の開催を想定している。

ウ ワークショップはオフラインで開催することとし、会場の手配及び準備を行うこと。なお、開催地域は県内全域とし、東予、中予、南予各地域において、少なくとも 1 回以上開催すること。

エ ワークショップにおける講師等は、実施内容に応じて適切な人材を選定すること。

オ ワークショップの参加者を募集するとともに、参加申込の受付及び管理を行うこと。なお、参加者の募集にあたっては、広報用のバナー画像やチラシ等を作成し、SNS 等での周知を行うほか、受託者が持つネットワーク等を活用し、広く参加者を募ること。おって、県を通じて県内の小中学校へ案内することも可能である。

カ 参加者は児童、生徒及び保護者をあわせて各回 20 名程度とすること。なお、ワークショップの実施回ごとに、対象者を小学生と中学生で区分することは差し支えないが、全 5 回の開催を通じて、可能な限り幅広い児童及び生徒が参加できるよう努めること。

キ ワークショップの参加費は無料とすること。その他、参加のために要する旅費や雑費等については、参加者の負担としても差し支えない。

ク ワークショップの内容、開催時期、会場等については、県と協議の上、決定すること。

(2) アンケートの実施

事業終了までに、参加者及び講師を対象にアンケートを実施し、結果を実績報告書により報告すること。なお、アンケートの設問は、県と受託者が協議の上で決定すること。

(3) レポートの作成

開催結果について、県ホームページ等に掲載するためのレポートを作成すること。なお、レポートは開催内容や参加者のコメントを 400 字～800 字程度にまとめた上で、写真 2 枚程度を掲載することを想定している。

(4) 独自提案事項【任意】

(1)から(3)までの業務と連動し、小中学生の起業家精神の醸成に効果があると考え、独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(3)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とする。

6 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

7 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

9 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく業務の具体的な内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。

- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合は、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がる創業支援施策の一環であるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費について、原則として一切の費用を参加者又は対象者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 受託者は、対象者に対して、本業務の委託料による一切の給付を行わないこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (9) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。